

広島県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和六年二月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三和大和線	三次市三和町上巻字高丸一〇八七一番二地先から三次市三和町上巻字高丸一〇八七一番二地先まで	令和六年二月一五日
	三次市三和町上巻字高丸一〇八八二番二地先から三次市三和町上巻字高丸一〇八八二番二地先まで	令和六年二月一五日
	三次市三和町上巻字高丸一〇八八二番二地先から三次市三和町上巻字高丸一〇八九二番二地先まで	令和六年二月一五日